平成19年度さいたま市一般会計補正予算(第3号)

平成19年度さいたま市一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,072,580千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ382,596,513千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成19年9月5日提出

さいたま市長 相 川 宗 一

第 1 表 歲入歲出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	= +
16 国庫支出金		36, 265, 413	461,533	36, 726, 946
	2 国庫補助金	13, 043, 385	461,533	13, 504, 918
18 財産収入		2, 126, 682	380, 079	2, 506, 761
	2 財産売払収入	1, 405, 014	380, 079	1, 785, 093
19 寄附金		17, 101	200	17, 301
	1 寄附金	17, 101	200	17, 301
21 繰越金		549, 037	1, 613, 068	2, 162, 105
	1 繰越金	549, 037	1, 613, 068	2, 162, 105
22 諸収入		23, 660, 422	200	23, 660, 622
	6 雑 入	6, 198, 084	200	6, 198, 284
23 市 債		37, 445, 600	617, 500	38, 063, 100
	1 市 債	37, 445, 600	617, 500	38, 063, 100
歳入	合 計	379, 523, 933	3, 072, 580	382, 596, 513

(単位 千円)

成 山				(七年 111)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		45, 233, 299	600	45, 233, 899
	1 総務管理費	27, 712, 386	600	27, 712, 986
3 民生費		98, 442, 208	278, 724	98, 720, 932
	2 障害者福祉費	15, 808, 651	167, 763	15, 976, 414
	3 老人福祉費	10, 054, 053	52, 723	10, 106, 776
	4 児童福祉費	36, 022, 693	31, 900	36, 054, 593
	6 介護保険費	7, 286, 161	26, 338	7, 312, 499
4 衛生費		37, 796, 719	84, 176	37, 880, 895
	1 保健衛生費	18, 157, 752	84, 176	18, 241, 928
6 農林水産業費		1, 588, 793	36, 000	1, 624, 793
	1 農業費	1, 588, 793	36, 000	1, 624, 793
8 土木費	·	97, 067, 107	2, 579, 080	99, 646, 187
	2 道路橋りよう費	15, 164, 221	99, 000	15, 263, 221
	4 都市計画費	27, 354, 746	2, 082, 608	29, 437, 354
	6 土地区画整理費	17, 851, 879	256, 000	18, 107, 879
	8 公共下水道費	15, 864, 943	141, 472	16, 006, 415
10 教育費		38, 639, 360	94, 000	38, 733, 360
	2 小学校費	10, 448, 702	76, 000	10, 524, 702
	3 中学校費	4, 348, 787	18, 000	4, 366, 787
歳 出	合 計	379, 523, 933	3, 072, 580	382, 596, 513

債務負担行為補正

追加 (単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
土壤汚染対策事業助成金		平成 1 9 ² 平成 2 0 ²				75,000
合併記念見沼公園管理業務		平成 2	0 年度			17,500

地 方 債 補 正

1 追加

(単位 千円)

	起	債	の	目	的		限	度	額	ŧ	记債(D方法	ŧ.	利	率	償	還	の	方	法
葬	祭	霊	ļ	袁	事	業		55,	500	普又証	通券	貸発	借は行	5.0%	以内	政条件にはのの選上にのののでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これ	りのるよ短は、債。り縮低	銀権た据し利行者だ置、に	そとし期もの協、間し	他の場 定する 市財政償 は繰

2 変 更 (単位 千円)

		補	ΙĒ		前	補	正		後
起債の目 的	限 度	-	起債の方法	ı	償還の方法	限度額	起債の方法		償還の方法
老人福祉 施設整備 事業	239	,700	普通貸借収 は	5.0%	政府資金につい てはその融資条 件により、銀行	246,400		前正前に同	
街路整備 事業	2,366	,500			その他の場合に はその債権者と 協定するものに よる。ただし、	2,416,200			31 ° \
公園整備 事業	着 1,802,800	,800	·又 は 証券発行	以内	市財政の都合に より据置期間及 び償還期間を短 縮し、もしくは	2,156,500			
土地区画 整理事業	1,169	,400			繰上償還又は低 利に借換えする ことができる。	1,321,300			